

建設省営計発第64号
昭和63年10月3日

研究学園都市施設管理センター長
各地方建設局営繕部長
関東地方建設局営繕部北陸営繕管理官
中国地方建設局営繕部四国営繕管理官
北海道開発局営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長

] あて

建設大臣官房官庁営繕部
営 繕 計 画 課 長

官庁施設のアスベスト対策について（通知）

標記について、別添のとおり吹付けアスベスト粉じんの飛散防止対策に関する暫定方針を定めたので、通知する。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策暫定方針

建設大臣官房官庁営繕部

天然の鉱物繊維である石綿（アスベスト）は、耐火性、耐酸・アルカリ性、耐熱性、耐摩耗性に優れているため、建築材料（成型板、耐火被覆、吸音等を目的とした吹付け材（石綿吹付け材））として幅広く使用されてきた。このうち、石綿吹付け材として使用されてきたアスベストについては、吹付け作業従事者の健康への影響が指摘されたため、官庁営繕部では昭和48年3月以降に設計された官庁施設での石綿吹付け材の使用を取り止めていた。しかしながら、昭和50年以前に建設された官庁施設には石綿吹付け材を使用している施設もあり、その一部では経年による劣化や損傷が生じていることが想定される。また、一般の建築物についても、このような部位から、石綿吹付け材の粉じんが飛散する場合や当該部位の除去作業時に発生する粉じんによる人体の健康や環境への影響について社会的な関心が高まり、昭和62年12月21日の参議院予算委員会では、建設省に対して、民間及び公共建築物におけるアスベストの使用状況等に関する質問が出されている。

これらを背景として各省庁でも様々な取組がなされているが、建設大臣官房官庁営繕部では、昭和62年度に建設省が所掌する全施設、5,400施設（10,841千m²）を対象として、「石綿吹付け材の使用状況実態調査」を実施した。同調査により、少なくとも各省庁施設の約300施設で吹付けアスベストを使用していることが判明している。

このため、官庁営繕部では吹付けアスベストを使用している官庁施設について、所要の措置を適正かつ円滑に講ずることを目的として、次のとおり「吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策暫定方針」を定める。

なお、同暫定方針に記載されていない事項は、建設省住宅局建築指導課及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」によるものとする。

1. 基本方針

官庁営繕部が実施する吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策（以下「防止対策」という。）は、対象施設に講ずる所要の措置内容（調査、維持保全及び各種処理）を別途定める「吹付けアスベスト関連調査要領」等により適正に判断して実施することを原則とする。措置を講ずる施設については、建物利用者の健康に対する安全性と建物等の所期の要求機能や性能を確保するものとし、措置の過程で発生する粉じん等が建物利用者、措置作業者等の健康及び周辺の環境に与える影響を十分に考慮するものとする。また、措置の実施については吹付けアスベスト関連調査結果等に基づき、緊急性の高い施設から順次計画的に整備していくこととするが、当面、昭和63年度は試行期間とし、本省営繕計画課が指定する事案について、官庁営繕費により吹付けアスベスト関連調査及び所要の処理を行い、その試行結果等により同方針の見直しを図ることとする。

なお、試行後は措置対象施設数等を勘案し、中長期的観点から、吹付けアスベスト対策の技術的向上の進歩に整合した措置を計画的に行っていくものとする。

2. 措置内容の判断と処理工法の選定

2. 1 措置内容の判断

昭和64年度以降、同対策を円滑かつ効率的に実施するため、各地方建設局等は、吹付けアスベストを施工している施設及び施工しているおそれのある施設について、別途定める「吹付けアスベスト関連調査要領」により所要の調査を各省各庁において実施するよう指導し、その調査結果に基づき、

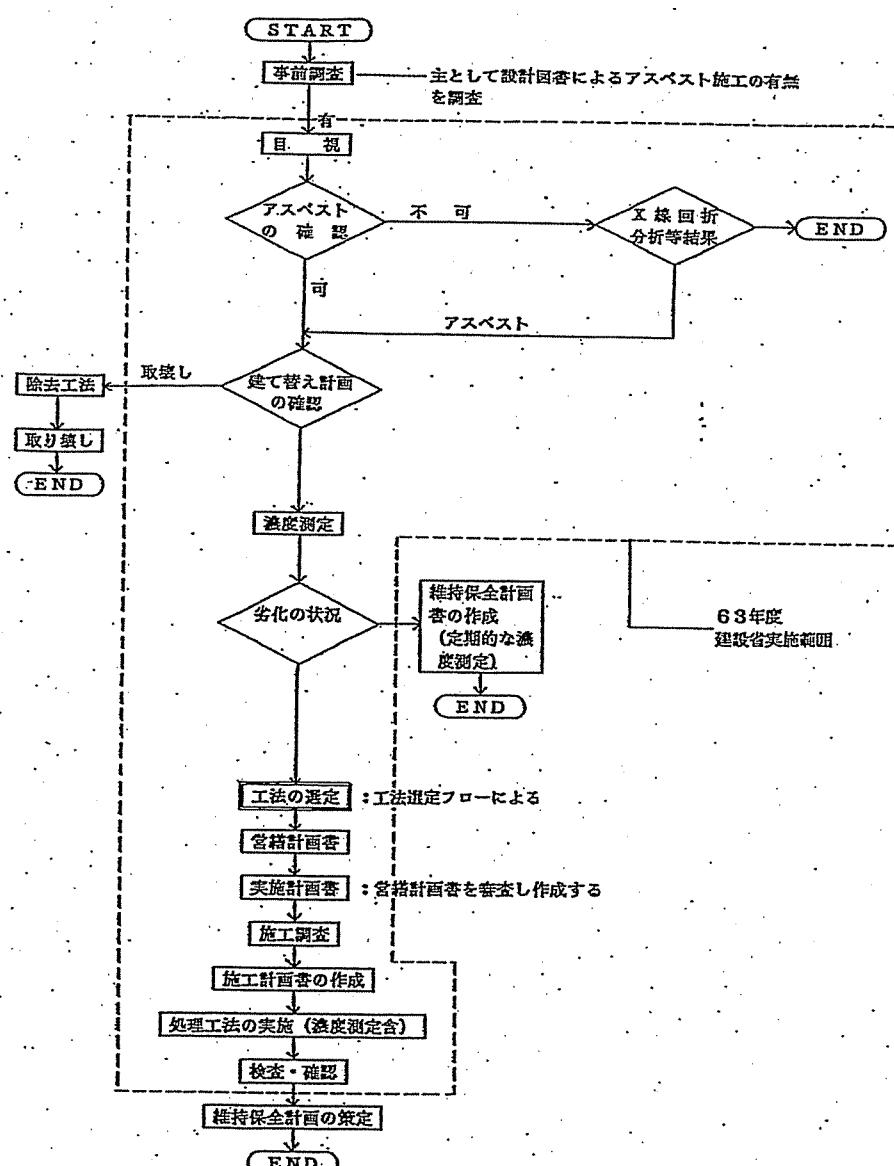
(1) 維持保全する建物

(2) 処理を要する建物

とに、適正に判断する。

「維持保全する建物」と判断した場合、各地方建設局等は、当該施設管理者に対し別途定める「維持保全計画書」を作成の上、当該施工箇所を継続的に調査しながら所要の措置を講じるよう指導するものとする。

「処理を要する建物」と判断した建物について、各省各庁が官庁営繕費の施設特別整備により当該建物の処理を計画する場合、各地方建設局等は当該省庁が作成した営繕計画書と関連資料について当該省庁と協議の上、本省営繕計画課に提出する。下図は、その業務フローを示したものである。

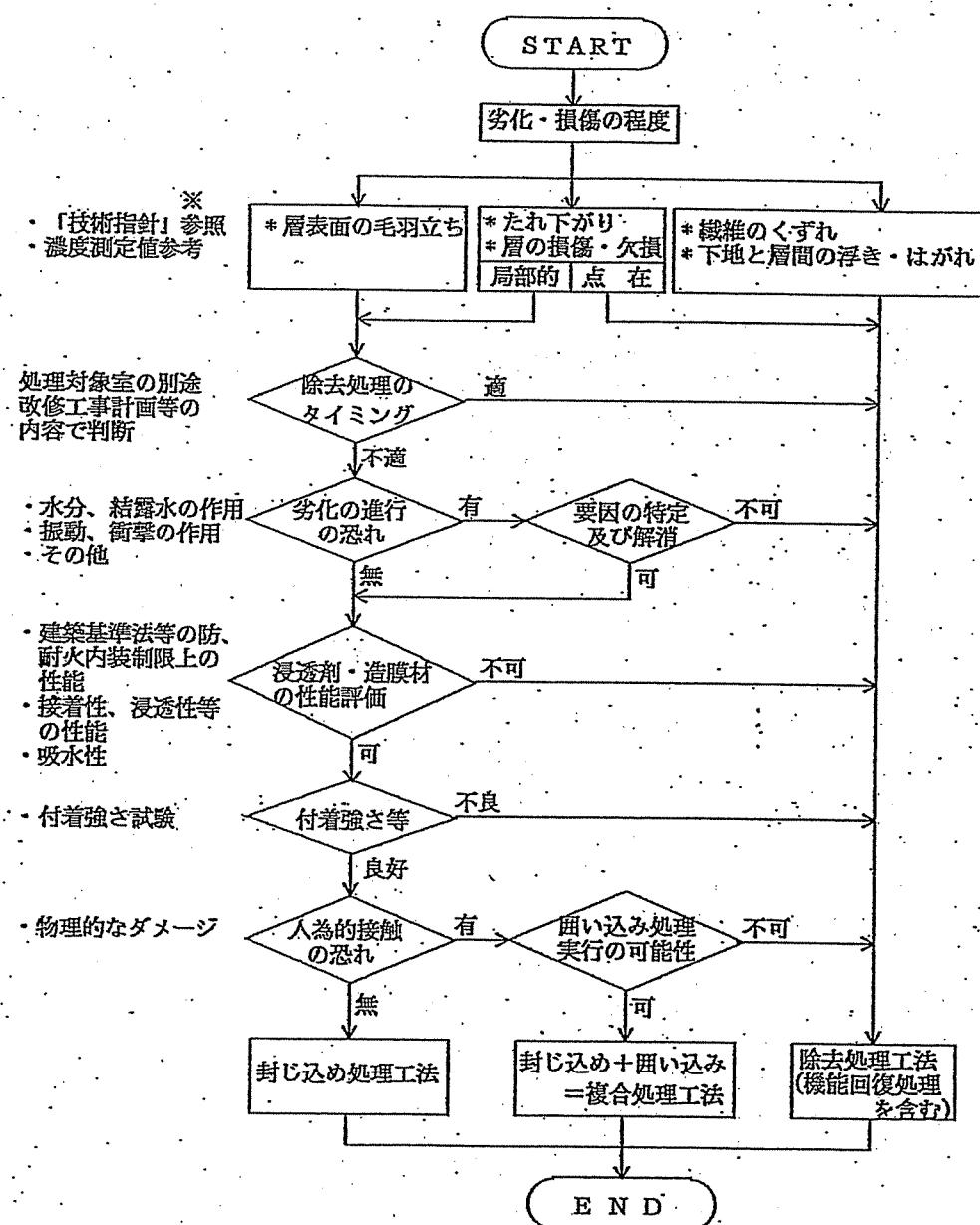


63年度
建設省実施範囲

2.2 处理工法の選定

処理工法の選定は、長期營繕計画又はその他の施設設備計画に照らし、次に示す「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理工法の選定フロー（案）」により選定する。

飛散防止処理工法の選定フロー（案）



※……既存建築物の吹付アスベスト粉じん
飛散防止処理技術指針・同解説

3. 処理工法の仕様書作成等

3.1 設計図書の作成等について

吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事（以下「アスベスト改修工事」という。）の設計図書作成等に当たっての打合せ、必要図書の考え方、表現方法等の設計プロセスは、通常の内装改修工事等と基本的には同じであるが、高度な安全管理のために特殊な仮設を必要とすること、作業性の良否による単価の差が大きいこと等アスベスト改修工事特有な内容を考慮して設計する必要があるので、設計段階での共通認識を高めるため、留意事項等を下記のとおり整理した。

（1）設計打合せ等についての留意事項

- 1) 施設管理者に対し「改修工事」の概要を説明し、共通な認識の立場で安全管理、工程（作業日、工程を含む。）等について事前に十分打合せをする必要がある。
- 2) 施設の現状を極力設計図書に明示するために、事前調査を十分行う必要がある。
- 3) 更衣室等の仮設の設置場所及び廃棄物の処理方法等について、事前調査を行う必要がある。

（2）設計図書作成についての留意事項

施工計画立案及び作業性の良否の判定を容易にできるよう考慮した設計図書を次のとおり作成する必要がある。

- ① 特記仕様書……吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事仕様書作成要領（案）によるほか、工事内容を明記する。
例……〇〇室の天井部分、吹付けアスベストを除去し、飛散防止処理剤塗布の上ロックウール吹付けを行う。
- ② 仕上表……アスベスト改修工事の対象室及び更衣室等の仮設設置に係る室の各部の仕上げを明示する。
- ③ 配置図……アスベスト改修工事の対象室及び周囲の状況等を明示する。
- ④ 平面図……アスベスト改修工事の対象室のフロア全体を表すものとし、対象室及び更衣室等の仮設設置エリアを明示する。対象室のフロアが1階以外の場合、1階平面図を参考に添付することが望ましい。
- ⑤ 平面詳細図……アスベスト改修工事に障害となる設備機器、配管類、書架等も明示する。
- ⑥ 展開図……アスベスト改修工事の対象室の展開図は4面とし、処理範囲（寸法も併せて表示する。）を示すほか、梁型、建具、盤類等を明示する。
- ⑦ 天井伏図……アスベスト改修工事の対象室は、天井高のほか、梁型及び障害となるダクト配管類を明示する。
- ⑧ 現場説明書……作業日（曜日）、作業時間を明示する。

3. 2 共通仕様書の適用

吹付けアスベストの粉じん飛散防止工事の共通仕様は、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書（案）」による。

3. 3 特記仕様書の作成

吹付けアスベストの粉じん飛散防止工事の特記仕様は、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事仕様書作成要領（案）」による。

3. 4 吹付けアスベスト関連調査

吹付けアスベスト対策の処理工法選定等を適正に行うための関連調査は、「吹付けアスベスト関連調査要領（案）」による。

4. 処理工法の単価等について

各処理工法別の実行単価等については、毎年度実情に応じて別途定めるものとする。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書（案）

1章 一般共通事項

1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

この仕様書は、吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事に適用する。

1.1.2 一般共通事項

一般共通事項は、建設大臣官房官庁營繕部制定の「建築改修工事共通仕様書（案）昭和62年版」（以下「改修共仕」という。）の1章による。

1.1.3 仕上工事

吹付けアスベスト処理後の機能回復のための仕上げ工事については下記による。

- (1) 内装改修及び塗装改修において、改修共仕による事項は特記により、改修共仕を適用する。
- (2) 上記以外において、特記がなければ建設大臣官房官庁營繕部監修「建築工事共通仕様書（昭和60年版）」（以下「共仕」という。）による。

2章 除去処理工事

1節 総則

既存建築物に施工されている吹付けアスベストの除去処理工事に適用する。

2.1.1 適用範囲

(a) 処理工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守し適切に施工を行う。

2.1.2 関係法令等の遵守

(b) 処理工事によって発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令等を遵守して処理する。

2.1.3 施工調査等

(a) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を下記事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。

- (1) アスベスト使用部位の確認
- (2) アスベスト種類と厚さの確認
- (3) 施工範囲と工事管理区分の確認
- (4) 更衣施設等の仮設計画について
- (5) 廃棄物などの搬出方法について

(b) 吹付けアスベスト関連調査は、特記により適用する。なお、調査方法等については、別添「吹付けアスベスト関連調査要領（案）」による。

2.1.4 施工計画書の作成

(a) 着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受ける。

(b) 施工計画書に記載すべき事項は、下記のとおりとする。

- (1) 工事概要
 - (i) 工事名称
 - (ii) 工事場所
 - (iii) 工事期間
 - (iv) 工事内容（部位別の状況及び工法）
 - (v) その他
- (2) 管理組織（工事管理者、特定化学物質等作業主任者等）
- (3) 安全衛生管理及び飛散防止対策
- (4) 使用用具、機器類、材料及び調合
- (5) 工事の流れ
- (6) 仮設計画（足場、養生）
- (7) 作業要領（作業計画図を含む。）
- (8) 確認、検査方法
- (9) アスベスト廃棄物処理計画書

- (10) 添付書類
 - (i) 工事工程表
 - (ii) 使用処理剤の説明
 - (iii) 作業員名簿、健康診断書
- (11) その他の必要事項

2.1.5

工事管理者の選任

2.1.6

特定化学物質等作業主任者の選任

2.1.7

施工記録

- (a) 処理工事に係る総合的技術管理を行う工事管理者を選任する。
- (b) 工事管理者は、公的機関で実施されたアスペストに関する講習会の受講終了者とし、受講証明関係書類を監督員に提出し、承諾を受ける。
- (a) 特定化学物質等障害予防規則に規定されている特定化学物質等作業主任者を選任し、証明書を監督員に提出する。
なお、特定化学物質等作業主任者は工事管理者と兼務することができる。
- (b) 特定化学物質等作業主任者は、負圧・除じん装置の管理、呼吸用保護具等の使用状況の確認を行う。
- (a) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出する。
- (b) 施工記録報告書は下記事項により作成する。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 工事記録及び工事写真
 - (3) 産業廃棄物処理記録
 - (4) 施工調査等記録
 - (5) 作業者の作業記録
 - (6) その他必要事項

2節 安全衛生管理及び飛散防止措置

施工に当たっては、下記事項等について適切な安全衛生管理を行い、健康障害の防止に十分留意する。

- (1) 作業者の用件
 - (i) 処理工事に従事する作業者は、関係法令に基づき健康診断を受診する。
 - (ii) 肺機能に異常のある者を処理工事に従事させてはならない。
- (2) 作業者への事前教育
 - 処理工事に従事する作業者に対して、雇い入れる時に、事前にアスペストの取扱いに関して、下記事項について教育を行い、十分に理解させなければならない。
 - (i) アスペストの有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
 - (ii) 主要機器及び保護具等の性能及び取扱い方法に関すること
 - (iii) 作業手順に関すること
 - (iv) アスペストに起因する疾病について
 - (v) アスペストの法規制関係について
 - (vi) その他安全衛生上特に留意する事項について
- (3) 保護具の着用
 - 処理工事に従事する作業者には、次の保護具を着用させなければならない。
 - (i) 呼吸用保護具：送気マスク、国家検定合格の取替式防じんマスク等の呼吸用保護具とする。
 - (ii) 保護衣：粉じん、粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散処理防止剤等の汚れから作業者を保護し、併せて二次汚染を防ぐためのフード付きのオーバーオール状の使い捨ての保護衣とする。
 - (iii) その他の保護具：保護手袋、保護メガネ（目が露出する場合）及び靴カバーとする。
- (4) 更衣施設等
 - (i) 更衣施設等は、更衣室、保護衣等着脱室、前室の3室で構成するものを原則とする。なお、更衣室に身体を洗浄するための設備を設置するものとする。
 - (ii) 前室及び保護衣等着脱室は、隔離・区画し、負圧とする。

- (iii) 前室には、高性能真空掃除機(HEPAフィルタ(JIS Z 4812に規定する超高性能微粒フィルタ)又は同等の性能を有するフィルタを設けているもの)を備えるものとする。
- (iv) 保護衣等着脱室に保護具等の収納設備を備えるものとする。
- (5) 各種表示・掲示
 - 作業場の見やすい所に各種表示・掲示を行う。
 - (i) 表示
 - ① 特定化学物質等作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項
 - ② 関係者以外の者の立入禁止
 - ③ 喫煙、飲食禁止
 - ④ アスベスト除去中
 - (ii) 掲示
 - ① アスベストの人体に及ぼす作用
 - ② アスベストの取扱い上の注意事項
 - ③ 使用すべき保護具

2.2.2

飛散防止措置

施工に当たっては、下記事項等により、周囲の環境に影響を及ぼさないよう適切な飛散防止措置を講ずる。

- (1) 処理工事においては、作業場から他の場所へのアスベスト粉じん飛散を防止するために、床は、厚さ0.15mm以上で2層、壁その他は厚さ0.08mm以上のプラスチックシートにより隔離・養生する。なお、プラスチックシートの接合部の重ねは30cm以上とする。また、足場等によりプラスチックシートが破損しないように合板等を用いて養生を行う。
- (2) 粉じん飛散抑制剤の使用
 - アスベストの除去作業においては、エアレスの構造の装置を使用して、粉じん抑制剤の噴霧を適切に行う。
- (3) 粉じん飛散防止処理剤の使用
 - 吹付けアスベスト除去面に吹付けるものとする。
- (4) 負圧・除じん装置の設置
 - 負圧・除じん装置を設置し、適切な運転状態になるように管理(スマートスター等による気流の確認、U字マノメーター等による除じん装置性能維持の確認等)する。負圧・除じん装置にはHEPAフィルタ(JIS Z 4812に規定する超高性能微粒フィルタ)又はこれと同等の性能を有するフィルタを設ける。
 - 換気回数は4回/時とする。
- (5) アスベストを含有する排水は、HEPAフィルタ等により、ろ過をして適切に処理する。

3 節 除去処理作業

2.3.1

出 入 方 法

- (a) 除去作業場所への出入りに際し、下記の点に留意することとする。

- (1) 初めて除去作業場所に入る場合
 - 初めて除去作業場所に入る場合は、更衣室で通勤衣を作業衣に着替え、保護衣、呼吸保護具及びその他の保護具を着用する。
- (2) 除去作業場所から退出(休憩時、退出時)する場合
 - (i) 除去作業場所から前室に入る前に、保護衣、呼吸用保護具及びその他の保護具についている大きな付着物を取り除く。
 - (ii) 前室では、保護衣、靴カバー、保護手袋等に付着しているアスベストを高性能真空掃除機で十分に取り除く。なお、前室内は、設置している高性能真空掃除機のアタッチメントを替えて便宜清掃を行う。
 - (iii) 保護衣等着脱室では、保護衣等を脱ぎ、保護具等収納設備に保管する。また、使用済の保護衣等は、廃棄用のプラスチック袋に入れ、2.3.3により搬出処分を行う。
 - (iv) 更衣室で、作業衣と通勤衣に着替え、所定の場所に作業衣を保管する。

2.3.2

除 去 处 理

除去処理作業は、原則として下記の工程で行うものとする。

- (1) 負圧・除じん装置の稼働を行う。

- (2) 粉じん飛散抑制剤吹付け機械により、除去の対象となる吹付けアスペスト表面の一部分に対して、試験的に粉じん飛散抑制剤を散布し、抑制剤の浸透状況、散布量等を確認する。
- (3) 吹付けアスペスト層内全体に浸透されたことを確認後、吹付けアスペスト表面の全体へ、粉じん飛散抑制剤を散布する。
- (4) 敷布後に抑制剤の効果を確認し、ケレン棒等により吹付けアスペストを搔き落とす。
- (5) 目視により、除去が十分に行われたかを確認した後、最終処理として、吹付けアスペスト除去面全体にわたって、粉じん飛散防止処理剤を吹付ける。

2.3.3

廃棄物の搬出

除去したアスペスト等の処理方法及び処理されたものの搬出は以下による。

- (1) 密封処理の場合
 - (i) 除去したアスペストは適宜密封する。
 - (ii) 除去作業場所において、除去したアスペストをプラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより、湿潤化して、密封する。
 - (iii) 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
 - (iv) 保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「アスペスト」である旨の表示を行う。
 - (v) 除去したアスペスト等の保管、運搬又は処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、都道府県清掃条例及び厚生省、環境庁連名通達「アスペスト（石綿）廃棄物の処理について」（昭和62年10月26日）の規定を遵守する。なお、これを委託する場合は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者と廃棄物処理に関する契約を結び、廃棄物処理場の現地確認等を行うこと。
- (2) 除去したアスペストを固化処理する場合
 - (i) 固化は、セメント等を用いて行い、固化されたものの圧縮強度は、10kg/cm²以上とする。
 - (ii) 処理方法は上記(1)(v)に準じる。
- (3) アスペスト廃棄物の搬出を行ったときには、その都度、搬出量と処理先を監督員に報告するとともに、処理伝票の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。

2.3.4

検査及び 後片付け

検査及び後片付けは、下記の工程により行うものとする。

- (1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
- (2) 目視により、除去が十分に行われたかを、監督員の立会いの下に検査を行う。
- (3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
- (4) 壁面などの養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
- (5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体し搬出する。
- (6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
- (7) 養生用のプラスチックシートなどの廃棄物は、2.3.3により搬出処分を行う。
- (8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事仕様書作成要領(案)

第1章 総 则

(適用範囲)

1. この要領は、吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事仕様書(以下「仕様書」という。)の作成について規定する。
2. 設備工事を含む場合、当該設備工事にかかる仕様書の記載については、「建築設備工事設計図書作成要領(昭和60年版)」(昭和60年8月21日付け建設省告発第33号)による。

(仕様書の構成)

第3 仕様書は、工事名称、工事概要及び工事仕様をもって構成する。

(仕様書の作成)

1. 仕様書は、原則として共通原図を使用して作成する。
2. 工事の内容により共通原図を使用して仕様書を作成することが適当でない場合は、この要領に準じて仕様書を作成することができる。

第2章 共通原図の作成

(用紙規格)

1. 共通原図の用紙規格は、「建築製図基準」(昭和59年2月21日付け建設省告発第7号)による。
2. (記載事項)
共通原図に記載する事項欄は、次の各号に掲げるものとする。

(記載事項)

1. 共通原図に記載する事項欄は、次の各号に掲げるものとする。
 1. 工事名称
 2. 工事概要
 3. 工事場所
 4. 工事種目
 5. 改修工事仕様
 6. 共通仕様
 7. 特記仕様

第7 工事種目欄には、必要に応じ工事範囲を含むものとする。

8. 共通仕様欄は、「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)」(以下「改修共通仕様書」という。)の適用範囲について記載する。

9. 特記仕様欄は、章、項目及び特記事項並びにその適用方法について記載する。

2. 特記仕様の章欄は、改修共通仕様書の章番号及び名称を記載する。

3. 特記仕様の項目及び特記事項欄には、別紙第1「共通原図記載事項例」に記載されたもののうち、必要なものを選んで記載する。

4. 各章ごとに、項目及び特記事項の追加記載ができるよう適宜余白を設ける。

第3章 共通原図を使用した仕様書の作成

(工事概要)

第10 工事場所は、原則として地番まで記入する。

第11 工事種目は、建物、工作物の名称、構造、階数及び工事種別をそれぞれこの順序に記入する。ただし、建物については面積を付記し、工作物などについては構造を適宜記入し、階数は記入しない。

第12 工事種目の各細目の記入方法は、次の各号による。
一 建物、工作物の名前、構造及び階数は、国有財産台帳上の内容を記入し、略語を用いない。
二 工事種別は、「建築工事仕様書作成要領(昭和60年版)」(昭和59年12月24日付け建設省告発第35号)の別紙第3「国有財産増減事由用語表〔国有財産法施行細則第8条(増減事由用語)の別表第2〕」により記入する。

(改修工事仕様)

第13 建築材料等は、「建築材料・設備機材等選定要領(案)」(昭和63年1月18日付け建設省告発第3号、建設省告発第2号)により適宜選定したものを、別紙第1「共通原図記載事項例」のく分に記入する。

第14 共通原図に記載されている特記仕様の項目及び特記事項の適用方法は、次の各号による。

- 一 項目のうち、適用する項目の番号に○印をつける。
- 二 特記事項のうち、印のついたものを適用する場合は、当該・印に○印をつける。
- 三 特記事項のうち、印及び※印のついたものの両方を適用する場合は、両方に○印をつける。
- 四 ※印のついたものは、改修共通仕様書にうたわれている指定内容又は標準的な内容を示すものであり、特殊の事情で※印以外のものを指定する意図のない限り、これを適用する。この場合は○印をつけない。

第15 共通原図に記載されていないものを適用する場合は、次の各号による。

- 一 個目が記載されないものは、必要に応じて各章ごとに設けられた余白に適宜記入し、項目の番号に○印をつける。
- 二 特記事項が記載されていないものは、その都度指定する事項を記入する。
- 三 記載されている特記事項によらない場合は、別に指定する事項を記入し、○印をつけて適用を明らかにする。

第4章 内装仕上

(防火材料等)

第16 改修する部屋が建築基準法の内装制限を受ける場合の壁・天井の仕上材は、防火材料又は基材同等の認定を受けた材料とする。

(内装仕上材料)

第17 除去処理を行った後、吸音・断熱等の要求性能を引き続き必要とする場合は、ロジクワール吹付等を行う。

第18 除去処理を行った後、壁・天井の化粧仕上げを行う場合は、仕上塗材仕上げ又は軽量骨材吹付けを行う。

(耐火放縫材)

第19 壁面の耐火被覆層の処理を行った場合は、耐火性能を低下させない材料で修復する。

別紙 第1 共通原図記載事項例

使用上の注意事項

- 1 特記仕様の記載事項例には、下記のものを記載している。
 - a 改修共通仕様書で特記することになつてゐるもの
 - b 特記がなければ改修共通仕様書でおのずから種別の定まるもの
 - c 改修共通仕様書に記載されていないが、必要と考えられる一般的な事項のもの
- 2 特記仕様の記載事項例備考欄には、記載記入の要領が記載してある。そのうち、「図示」と記載してある事項は、共通原図以外で併記するも示している。
- 3 特記事項のうちで、製造所名と製品名を記入することが望ましいものは、併記する。

〇〇〇〇改修工事仕様書

工事概要

1) 工事場所
2) 工事種目

1) 厅舎
鉄筋コンクリート造 ○階建 (地下○階 塔屋○階)改修一式
○,〇〇〇.〇〇m²
延床面積
○,〇〇〇.〇〇m²

2) 倉庫
鉄筋コンクリート造 ○階建 (地下○階 塔屋○階)改修一式
○,〇〇〇.〇〇m²
延床面積
○,〇〇〇.〇〇m²

II 改修工事仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事仕様書(案)」による。

2) 特記仕様

- 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
- 2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印がない場合は※印のついたものを適用する。
○印と○印のついた場合は共に適用する。

備考

吹付けアスベストの改修工事として単独に施工される場合を想定して、一般共通事項からアスベスト処理後の内装仕上までを工事の範囲としている。
また、アスベスト処理工事が他の改修工事に含まれて施工される場合は、2章除去処理工事を中心に必要事項を記載する。

1. 改修工事仕様は、この特記仕様書と「吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)」で構成されており、必ず記載する。
2. 特記仕様の適用方法も必ず記載する。

章	項目	特記事項
第一章 一般共通事項	1) 適用基準等 ※建築工事共通仕様書 建設大臣官房官房省營繕部監修(昭和60年版) ※建築改修工事共通仕様書(案) 建設大臣官房官房省營繕部制定(昭和62年版)	<基準又は標準名、局部名(創定年)>

<1.1 適用基準等>

「建築工事共通仕様書」は、建築工事の基本となっている仕様書であり建築に適用する工事には必ず適用する。
「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」は、アスベストの劣化診断及び、処理工法等が記述されており、監督側の監修などで参考とする。

章	項	目	特記事項
1	2 建築材料等	建築材料の製造所、製品及び加工業者等は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を受ける。	
1	3 特別な材料の工法	吹付けアスペクト粉じん懸濾防歵改修工事共通仕様書(案)に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定による。	
一般	4 監督員事務所	設ける 監督員事務所の規模 ・ 1号 · 2号 · 3号 · () ・ 設けない	<1.4 監督員事務所> 監督員については工事担当課と協議する。 事務所の規模、仕上げ、及び備品等は「建築工事共通仕様書」2.3.3～2.3.5による。
一般	5 工事用 水	構内貯存の施設 ・ 利用できる ・ 利用できない	<1.5 工事用水、1.6 工事用電力> 既設の施設が利用できるか相手方と協議する。
一般	6 工事用 電力	構内貯存の施設 ・ 利用できる ・ 利用できない	(※有償・無償)

備考
<1.2 建築材料等> 「建築構料設備機材等選定要領(案)」1.5-1(1)による。 建築材料の製造所及び製品等については、選定要領(案)により、公的規格で規定することが困難なものについては、設計図書に記載する。

章	項	目	特 記 事 項
1	処理工法	調査項目	<p>※使用部位等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 目視による表面状態の調査 下地面との付着強さの測定等 アスベスト同定分析 <p>アスベスト粉じん濃度の測定（処理作業前）</p> <p>アスベスト粉じん濃度の測定（処理作業中、処理作業後）</p>
2	施工調査		<p>調査方法等は「吹付けアスベスト専門調査要領（案）」による。</p> <p>アスベスト粉じん濃度の測定</p> <p>※「吹付けアスベスト専門調査要領（案）」3.(e)による。</p>

解説	備考
<2.1 施工工法>	工事の施工条件によるが、除去施工法をメインに検討する。
<2.2 施工調査>	<p>調査は専門測定機関が行うもので、項目は専門機関が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門測定機関は公的機関が望ましい。
<2.3 保護具>	<p>1) 呼吸用保護具は、施工工法の種別に関係なく全ての工事で着用する。</p> <p>2) 保護衣は、コード付のオーバーオール状の使い捨てのものとし除去施工事では着用する。</p> <p>3) その他の保護具は、保護手袋、保護メガネ、くつかハーベ等で現場の状況に応じて着用する。</p>
<2.4 更衣施設等>	<p>※更衣室、保護衣着脱室、前室の3室で構成するものとする。</p> <p>前室、保護衣着脱室は区画し負圧とする。</p> <p>※更衣室、保護衣着脱室、前室の3室で構成するものとする。</p> <p>前室、保護衣着脱室は区画し負圧とする。</p>
<2.5 負圧、除じん装置>	<p>※設置、運転する。※換気回数 4回／時 以上</p> <p>負圧、除じん装置</p> <p>※換気回数 4回／時 以上</p> <p>負圧、除じん装置</p> <p>※換気回数 4回／時 以上</p>

章	項 目	特 配 事 項
2	6 隔離・養生	※プラスチックシートによる隔離・養生を行う。 床養生 1 層 ※ 2 層
除 去 处 理 工 事	7 表示、掲示板 8 粉じん飛散防止処理剤等	プラスチック板②6、自地黒文字（但し禁止は赤文字） 大きさ()、()枚 ※粉じん飛散抑制剤 ※粉じん飛散防止処理剤 薬剤は引火性及び毒性的ないものとし、散布量等は製造所の仕様及び取扱による。
	9 腐葉物等の処理	※プラスチック2重袋による密封処理

備考
<2.6 隔離・養生> 処理工事の種別を問わず全ての工事で、処理場内の隔離、養生を行つ。
<2.7 表示、掲示板> 作業動線等を考慮し、見やすい位置に設置する。
<2.8 粉じん飛散防止処理剤等> 使用薬剤については具体的に製造所、薬剤名等を記入すべきであるが、防耐火性等の性能評価がなされていないので、このような記述としている。
<2.9 腐葉物等の処理> 腐葉物等の処理については（社）日本腐葉物対策協会から「建設・解体工事におけるアスベスト腐葉物処理に関する指針」が出来されたので、参考とする。

項 目	特 記	事 項
1. 防火材料など		
2. ロックウール吹付け		
3. 内装仕上工事		
4. 壁構骨材吹付け		
5. 耐火被覆		

屋内の壁及び天井の仕上げ材は、防火材料又は建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるもの。

<3.1 防火材料等>
防火材料とは不燃材料、準不燃材料、難燃材料をいう。

<3.2 ロックウール吹付け>
湿式工法等を使用する場合は、仕様を特記する。

種	類	色	形	厚さ (mm)	備考
一般用	着色	色	10 15	()	
		原色	20	()	
3. 仕上塗材仕上げ	種別	種類	類別	工法	
	・繊	内装セメント系			
	・織	内装合成樹脂	※吹付け		
	・織	エマルション系	・ローラ塗り		
	()	()	()	()	
4. 壁構骨材吹付け	種別	種類	類別	仕上げ厚さ (mm)	
	・壁構骨材	※吹付用隔壁骨材		※ 5	
	・仕上塗材	仕上塗材		()	
5. 耐火被覆	種別	()			
	所要性能	30分耐火	・1時間耐火	()	

<3.5 耐火被覆>
個別指定の耐火被覆材料を使用する場合は製造所名、製品名を併記する。

吹付けアスベスト関連調査要領（案）

1. 適用範囲

吹付けアスベスト処理において、専門測定機関にて行う調査について適用する。

2. 調査項目

調査項目は下記により、その適用は特記による。

- (1) 使用部位等の調査
- (2) 目視による表面状態の調査
- (3) 下地面との付着強さの測定等
- (4) アスベスト同定分析
- (5) アスベスト粉じん濃度の測定（処理作業前）
（6） “ （処理作業中、処理作業後）

3. 調査要領

(a) 使用部位等の調査

- (1) 使用部位、面積及び厚さについて調査する。
 - (2) 調査記録を作成するとともに、図面に必要な調査を記載する。
- (b) 目視による表面状態の調査
- (1) 劣化・損傷の状況及び程度の判断
 - (i) 調査箇所は、室、天井、壁等の部位別かつ50m²程度ごととする。
 - (ii) 調査に際しては、劣化・損傷の状況について、モデル図を作成するとともに、上記調査箇所別に全体を撮影し、劣化・損傷の状況について接写撮影を行う。
 - (2) 劣化・損傷の原因及び進行の推定

上記結果について、その劣化・損傷の原因及び進行のおそれについての考察をまとめる。

(c) 下地面との付着強さの測定等

- (1) 調査箇所は、室、天井、壁等の部位別かつ50m²程度ごととし、測定前のアスベスト層の写真撮影を行う。
- (2) 直径8.5cmの円形メタルプレート治具を吹付けアスベストに張りつけて、100g毎に段階的に載荷して、1000gまで載荷を行う。ただし、除去処理工事においては、破断まで載荷し、破断荷重を確認する。
- (3) 載荷途中において破断した場合は、破断荷重及び破断部位を記録するとともに写真撮影を行う。
- (4) 天井下地が異なる場合は、その下地ごとに上記(2)の方法で載荷し、破断荷重を確認するとともに、下地の状態も確認し、記録及び写真撮影を行う。
- (5) 測定において、破断した箇所は、直ちに粉じん飛散抑制剤の散布を行う。

(d) アスベスト同定分析

- (1) アスベスト種別の同定を行うとともに、アスベスト種別ごとの含有量の概要を把握する。
- (2) 分析は室別に行い、サンプリングは、各室3サンプルとする。
- (3) サンプリングした箇所は、直ちに粉じん飛散抑制剤の散布を行う。

(e) アスベスト粉じん濃度の測定

- (1) アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点は特記による。特記がなければ下表による。

測定時期	測定名称	測定場所	測定点
処理作業前	測定1	処理作業場所	室別
	測定2	建築内における処理作業場所外部の付近	2点
処理作業中	測定3	処理作業場所	室別かつ100m ² 程度ごと
	測定4	建築内における処理作業場所外部の付近	2点
処理作業後	測定5	負圧・除じん装置の排出口吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下的位置2点

- (2) 処理作業後の測定は、負圧・除じん装置で、粉じんを十分に吸引、ろ過したか又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、噴霧した粉じん飛散抑制剤が沈殿したと思われる時期において実施する。

(3) アスペスト粉じん濃度の測定方法は、下表による。

項目	名称	測定 3	測定 1, 2, 4	測定 5	
計数機器		位相差顕微鏡等			
試料採取口の直径 (ホルダー直径)		25mm			
試料の吸引流量		1ℓ/分	5ℓ/分		
試料の吸引時間		15分	120分		
測定高さ		150cm			
試料の透明化		アセトンートリアセチル法			
計数条件		総アスペスト繊維数20本又は視野 0本又は視野数20視野 数50視野	総アスペスト繊維数 200本又は視野 数50視野		
計数アスペスト		直径 3μm未満、長さ 5μm以上、長さと直径の比 3:1以上			

(4) 下記の項目について記録する。

- (i) 測定結果
- (ii) 測定時間
- (iii) 測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
- (iv) 測定時の作業内容
- (v) サンプリング条件（ホルダー直径、吸引時間、吸引空気量）
- (vi) マウンティング方法
- (vii) 顕微鏡視野面積、計数視野数
- (viii) 計数アスペスト繊維について
- (ix) 測定時（各測定場所毎）の温度、湿度、風速
- (f) 専門測定機関
専門測定機関は、下記の要件を満たす機関とする。
 - (1) 労働省若しくは都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関又はこれと同等の技術を有する者。
 - (2) X線解析分析装置等を有する者。
 - (3) アスペストの同定分析に必要な技術、経験を有する者。
 - (4) アスペスト粉じん濃度測定における計数分析は、作業環境測定士又はこれと同等の技術を有する者。
- (g) 報告書の作成
 - (1) 各調査項目に対応した調査測定結果等の必要な記録を整理し、報告書として作成する。
 - (2) 報告書は、5部作成し、監督員に提出する。